

日本共産党の山本伸裕です。

議員提出議案 1 号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について申し上げます。

昨年 6 月の県議会で森林環境税の早期創設を求める意見書が出されました際に、私は森林が果たしている多面的機能に鑑み、必要な財源を確保して資源循環型の林業、木材産業の再生を図る取り組みを促進することが重要であることを強調しました。ただしその際の財源としては、第一に、環境破壊を引き起こす原因を発生させている汚染者に対し、その損害の費用を負担させる、いわゆる汚染者負担の原則こそ、環境に関わる取り組みに関する負担のあり方として採用されるべきであること。第二に、地球温暖化対策のために取り組まれる事業の中に森林の保全、木材産業の再生が位置づけられるべきであり、その財源は、汚染者負担の原則に基づいて、CO<sub>2</sub> 排出量に応じて負担することが求められるべきであること。第三に、そうすると温室効果ガス排出の 8 割を占めている大口排出者である電力、鉄鋼などの産業界に基本的に負担を求めることによって、森林の整備、保全、再生のための財源を確保すべきであることを訴えました。平成 30 年度税制改正の大綱に明記された森林環境税は、国民に等しく負担を求めることを前提としておりますので、こうした立場には賛同できません。

意見書の第二の項目で記されている「地球温暖化対策のための税」の活用の拡大は、先ほど申しましたとおり、もとより日本共産党も積極的に提唱している内容であり賛成であります。

しかしながら第三の項目の中でいわれている森林経営管理法には重大な問題点が含まれており、反対であります。同法の最大の問題は、森林所有者の経営権に介入し、強権的に経営の自由を奪うスキームになっている点にあります。持続可能な森林経営を行なうためには、専門的知識と継続的な経営意欲が求められます。例えば木材価格が安く、再造林の費用もまかなえないと判断すれば伐採を行わず、木を育てるという経営判断がなされます。森林所有者の中には、森林の多面的な機能を保全するために長伐期施業を行なっている方もおられます。長伐期施業とは、通常 40 年から 50 年程度の伐採齢のおおむね 2 倍程度とし、大径材生産を目指す施業のことで、コスト低減、高収入、森林が持つ公益的機能が長期にわたり安定的に維持されるなどのメリットがあります。こうした点を考慮すると、森林所有者に求められるのは、短期的な規模拡大よりもむしろ長期的、継続的な経営計画であります。ところが森林経営管理法は、森林所有者に適時伐採、造林、および保育することを義務付け、若齢段階といわれる 50 年生の木の伐採を求めるといいます。森林所有者に意欲と能力があるかどうかを判断し、適時に伐採等をしないなら経営も管理もできないものと烙印を押すというのは、林業政策に差別選別を持ち込むやり方であり、また、森林所有者が自ら伐採しないなら、市町村への委託を強要し、市町村の経営管理権集積計画に同意しないなら、市町村が勧告し、知事の裁定まで行なって森林所有者の経営権も取り上げるものとなっています。森林所有者が長年賭けて育てた木材を取り上げることは、憲法が保障する財産権や経営の自由に関与するものとなりかねず許されません。

第二の問題は、森林所有者を林業の担い手からはずし、伐採・搬出を行なう素材生産者が初めて林業経営の担い手に位置づけられました。林野庁は、意欲と能力のある素材生産者などに施策を集中するといいますが、しかし林業経営は、短期的利益追求型ではなく、継続性が求められます。伐採してから再造林や保育

の補助金が出る間は頑張るけれども、採算が見込まれないなら撤退するという素材生産者が増えれば、木の切り逃げということになりかねません。

第三の問題は、地方公共団体に重い責任を負わせるものになっているという点であります。森林所有者や素材生産者の選別、経営管理権集積計画の作成、もうからない森林の管理など、最も困難な仕事は県や市町村が担うこととなります。安倍首相は施政方針演説においてこの森林経営管理法について、戦後以来の林業改革に挑戦する、意欲と能力のある経営者に森林を集約し、大規模化を進める、その他の森林も、市町村が管理を行なうことで国土を保全し、美しい山々を次世代に引き渡してまいると強調されましたが、実態は市町村に人的、財政的負担を押し付けるものであり、国の責任放棄であります。

さらに重大なことは、国会でこの森林経営管理法の審議が行なわれている過程の中で、法案説明資料のデータに捏造があったことが、日本共産党田村貴昭議員の指摘により明らかになり、今度は林野庁でもデータの捏造かと問題になった点であります。林野庁は、森林所有者から経営管理権を取り上げる同法を正当化するため、法案説明資料に、84%の森林所有者は経営意欲が低いなどといったデータを掲載しました。しかし実際の意向調査の結果は「やめたい」が6.5%、「経営規模を縮小したい」が7.3%に対し、「現状を維持したい」が71.5%であります。林野庁はこの71.5%も意欲なしと決め付けて数字に上乗せしたのであります。林野庁は田村議員の指摘を認め、捏造データを削除しましたが、先ほどの箇所のほか、訂正箇所は合計8箇所にも及んでいます。意向調査の結果は、当初2017年度林業白書にも掲載予定でありましたが削除されることとなりました。こうした国会審議過程を見ても同法のいかがわしさを感じざるを得ないのであります。

林野庁は今年四月、森林、林業政策の推進を公表しました。木材の供給量は、1500万立方メートルを約2倍の2800万立方メートルに引き上げる計画です。これだけの木材が市場に供給されれば、今でも安い木材価格がさらに安くなるのは明らかであります。環境保全、自国産業を育成する動きが世界的にすすみ、木材の輸入が困難になりつつあります。大手木材メーカーは安い国産材を求め、大規模なバイオマス発電会社も燃料用の木材を求めています。こうした要望にこたえることが同法の本当の狙いではないでしょうか。

新たに制定された森林経営管理法は、山でもうけようとする一部の産業のためのものであり、日本の林業の荒廃を招きかねません。森林経営に求められる立場は、災害防止、水源涵養、二酸化炭素の吸収による環境保全など、公益的機能を持続的に発揮することです。森林政策に必要なことは、森林が持つ公益的機能の発揮が十分に保障されるよう、地域の雇用や所得を支えることを通じて林業の再生を図ることです。こうした立場に国や県が立って施策の推進をはかることを求めるとともに、本意見書案への反対を議員各位に呼びかけまして、討論を終わります。